

平成 28 年 天草市農業委員会第 10 回総会議事録

平成 28 年 9 月 27 日天草市民センター第 3 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（10 名）

1 番	鶴 田 雄 士 君	2 番	君
3 番	山 本 隆 久 君	4 番	君
5 番	宮 崎 義 一 君	6 番	君
7 番	松 下 二 六 一 君	8 番	井 島 安 一 君
9 番	本 田 実 君	10 番	小 堀 田 幸 一 君
11 番	嶋 田 浩 二 君	12 番	富 崎 ます み 君
13 番	中 川 徹 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（3 名）

2 番	稲 田 秀 敏 君	4 番	中 村 三 千 人 君
6 番	黒 川 紀 世 子 君		

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6 名）

事務局長	山 本 幸 伸	局長補佐	藤 本 寿
参 事	小 松 通 利	主 任	寺 澤 大 介
主 査	田 中 剛 史	主 査	大 林 喜 光

4、議事日程

開 会

日程第 1	議事録署名人の指名について
日程第 2	議第 49 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議第 50 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議第 51 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議第 52 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第 6	議第 53 号 非農地通知書交付申請について
日程第 7	報告事項について

閉 会

開 議 午後2時00分

○事務局（山本幸伸君） 皆さん、こんにちは。ただいまから平成28年天草市農業委員会第10回総会を開催いたします。携帯電話につきましては電源を切るか、マナーモードに切り替えをお願いします。なお、今回の審議をより深めていただくために、参考として申請案件のうち、各委員の地元の案件を送付させていただきました。ご活用いただければと思います。

それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さん、こんにちは。大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。朝夕はだいぶ秋めいてきましたが、昼はまだ夏の暑さが残っています。皆さんもお体には十分気を付けてお仕事に励んでいただきたいと思います。9月23日に県農業会議の松尾局長と職員の方がおいでになりました。松尾局長が4月から局長になりましたので県下全域を回られるということでした。天草市では山本事務局長、藤本局長補佐、野際さんと私の4人で対応させていただきました。その中で特に農業者年金の加入推進を図っていただきたいと思います。農業者年金の推進につきましては、来月に農業者年金の研修会を行い、農地利用最適化推進委員の方と一緒に推進をしていけたらと思います。研修の日程が決まりましたら皆さんにご連絡をしたいと思います。また、農業新聞の購読につきましても、できるだけ推進をして欲しいと要望がありましたので、農業者年金と併せて推進を行っていきたいと思います。大変ではございますがご協力をお願いしたいと思います。それでは、本日もよろしくをお願いします。

○事務局（山本幸伸君） ありがとうございます。本日は、2番稲田委員、4番中村委員、6番黒川委員から欠席の届出が出ております。過半数の委員が出席でございますので、本日の総会は成立しております。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） それでは、これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、5番、宮崎委員、7番、松下委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第2、議第49号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②の1ページをご覧ください。1番について説明しま

す。楠浦町の譲受人は亀場町の譲渡人より、楠浦町の田 1,045 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した稜南中学校から南へ約 800m、青色で着色した国道 266 号線の南東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2 番について説明します。中央新町の譲受人は本町の譲渡人より、佐伊津町の畑 4,279 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した佐伊津小学校から南西へ約 1.1km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 2 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 3 番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の畑 229 m²を交換により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和支所内野出張所から北東へ約 700m、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。次が航空写真で次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。

申請地には野菜及び果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 4番について説明します。有明町の譲受人は上益城郡御船町の譲渡人より、有明町の畑123㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所有明支所から東へ約400m、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 5番について説明します。有明町の譲受人は宇城市松橋町の譲渡人より、有明町の畑237㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所有明支所から南西へ約3.3km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 6番について説明します。栖本町の譲受人は熊本市南区城南町の譲渡人より、栖本町の田2,253㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栖本支所栖本地区コミュニティセンターから北東へ約2.6km、青色で着色した県道松島馬場線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の2ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 7番について説明します。栖本町の譲受人は栖本町の譲渡人より、栖本町の畑155㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栖本支所栖本地区コミュニティセンターから西へ約1km、青色で着色した県道松島馬場線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

○10番（小堀田幸一君） 10番小堀田です。申請のあがっている面積と経営面積を合わせても40aを超えないんですが大丈夫ですか。

○事務局（大林喜光君） 資料の経営面積は単位がアールで表示されています。

○10番（小堀田幸一君） アールなんですね。分かりました。

○議長（鶴田雄士君） 他に質疑はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） お手元の資料②の2ページをお開きください。8番について説明します。志柿町の譲受人は岡山県倉敷市の譲渡人より、志柿町の畑 252㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市立瀬戸小学校から南へ約800m、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

○3番（山本隆久君） 3番山本です。今度は、経営面積は足りないんじゃないんですかね。

○事務局（大林喜光君） 申し訳ありません。資料の経営面積は27.89aと記載されていますが、譲受人は、約20a貸し付けをされておりましたが、貸し付けていた農地を合意解約されて経営を開始されています。その情報がまだ資料の経営面積に反映していませんでした。実際は、約47a経営されていますので、40aを超えることとなり、不許可要件には該当していません。

○議長（鶴田雄士君） よろしいですか。

○3番（山本隆久君） 分かりました。

○10番（小堀田幸一君） 10番小堀田です。写真を見ると白っぽく、砂利を敷いてあるように見えるのですが。航空写真を見ると、周りはほとんど住宅地のようになっている。本当にそこに作付けできるのか。

○事務局（大林喜光君） 2枚の写真の内、右側の写真は白っぽく砂利のように見えますが、左の写真は茶色で、同じ日に角度を変えて撮ったものとなります。現地は耕起されており耕作ができる状態になっています。

○10番（小堀田幸一君） なっていれば大丈夫です。

○議長（鶴田雄士君） 他に質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長(鶴田雄士君) 日程第3、議第50号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(大林喜光君) お手元の資料②の3ページをお開きください。1番について説明します。転用者は栖本町の個人で、栖本町の田3,461㎡、畑8,044㎡を植林する計画です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栖本支所栖本地区コミュニティセンターから南へ約800m、青色で着色した県道松島馬場線の南側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、周囲は山林に囲まれており、農地としての管理が出来ないため植林し管理する計画です。また、申請地付近には、申請地以外に農地はないため営農に支障をきたすことはありません。資料③の3ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に植林してあるため始末書が添付されております。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

○9番(本田実君) 航空写真で建物が建っている隣は荒地ですか。見た感じみかんが植えてあるように見えるが。

○事務局(大林喜光君) そこは山林です。

○9番(本田実君) もう木を植えてあるのか。

○事務局(大林喜光君) 航空写真で赤色で囲ってある申請地以外は全て山林となっております。

○9番(本田実君) 分かりました。

○5番(宮崎義一君) 5番宮崎です。申請人から話しは聞いています。建物があったでしょ、一軒家で、あれが前の家なんです。以前は、お父さんが農業をしておられていましたが、高齢になり農業ができなくなって植林を始められたわけですね。たしかに以前は1haもまとまっているから経営できる状態であったが、一軒しかなく、高齢となり植林を始められた

とのことです。現在はふもとに引っ越しており、息子さんは、勤め人で農業ができない状態です。よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） 他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 2番について説明します。転用者は新和町の個人で、新和町の畑1,969㎡を太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した新和支所から南東へ約1.5km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光パネル200枚を設置し太陽光発電所を建設し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 3番について説明します。転用者は河浦町の個人で、河浦町の田465㎡を牛舎へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した河浦支所から東へ約1.5km、青色で着色した県道新合高浜港線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が動画になります。土地利用計画の内容は、現在の牛舎が老朽化したため牛舎を新築する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に造成してあるため始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

んか。

○10番（小堀田幸一君） 10番小堀田です。今埋めてあるところだけでしょ。下の田の中に土砂が流れているけど、どうするのか。

○事務局（小松通利君） 埋めている所は、建設する際に作業効率を良くするために埋めていますが、建設する場所は、赤色で囲っている部分だけとなります。

○10番（小堀田幸一君） それは分かるけど、法面が崩れて下の田に流れている。所有者が同じならいいが、違う場合は営農に問題がある。

○事務局（小松通利君） 所有者は同じです。

○10番（小堀田幸一君） 同じならいいです。

○議長（鶴田雄士君） よろしいですか。

○10番（小堀田幸一君） はい。

○議長（鶴田雄士君） 他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第51号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②の4ページをお開きください。1番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の田385㎡を使用貸借して、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した佐伊津コミュニティセンターから北へ約100m、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、水管、下水管が埋設する道路の沿道で、500m以内に2以上の公共施設が存在するため、第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭なため、住宅1棟、残地を庭として整備する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。転用者は佐伊津町の法人で、佐伊津町の畑123㎡を取得して、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した佐伊津小学校から北へ1.5km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、転用者が運営する病院職員の駐車場とするため、5台分の駐車場として整備する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 3番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑143㎡を売買により取得して、農業用倉庫へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和支所から南へ約300m、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は土地改良法による換地処分された第1種農地ですが、農業用施設用地に転用するため例外規定が適用され許可することが可能です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、自宅に隣接し利便性が良いため、農業用倉庫を建設し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に農業用倉庫が建設してあるため始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(小松通利君) 会長、4番と5番は転用者が同じで、場所も近くで目的も同じなので一括して説明してよろしいでしょうか。

○議長(鶴田雄士君) はい。

○事務局(小松通利君) それでは説明します。転用者は天草市で、五和町の畑608㎡と569㎡を売買により取得して、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和支所から南へ約1km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、天草市文化財等の来客用駐車場として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に駐車場として整備されているため始末書が添付されております。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

○10番(小堀田幸一君) 10番小堀田です。駐車場にしたのは、持ち主ですか。天草市ですか。

○事務局(小松通利君) 天草市です。

○10番(小堀田幸一君) 違反転用を取り締まるべき市が、始末書を出すことがおかしい。農業委員会と連携ができていないということだから、そこは厳しく指導していただきます。どの課かは分からないが、ここだけじゃなく、道路とかも農業委員会を通して手続きをしないといけないのをしてなかったりする。市が始末書を出すというのはおかしい。きちんと指導をするように。

○議長(鶴田雄士君) 他に質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、5番につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 6番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑229㎡を売買により取得して、宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和中学校から南へ約800m、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、自宅が狭く不自由なため隣接する農地を購入し住宅を増築する計画です。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に自宅が増築されているため始末書が添付されております。以上です。

○3番（山本隆久君） 3番山本です。計画では、増築するとなっておりますが、実際は30年くらい前から建っていました。それを今回購入して住み始めたところ、農地の上に建っていたことが分かったようです。前の持ち主が農地の上に建てて亡くなり、相続をされた方が他所に居るため処分をしたいということで、今回購入をされた方が転用の申請をされたわけです。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 7番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑213㎡を贈与により取得して、宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和支所二江出張所から南東へ約2km、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、現在、両親及び兄家族と同居しているが、手狭なため兄から土地を譲りうけ住宅を建設する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に隣接する農業用施設の通

路及び駐車場として利用されているため始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 8番について説明します。転用者は五和町の法人で、新和町の田947㎡を賃借権の設定により、太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した新和支所中田出張所から北西へ約400m、青色で着色した県道碓石中田線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、太陽光パネル396枚を設置し太陽光発電施設を建設する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありますか。

○9番（本田実君） 裏側に水田があるが、ソーラーの据え付けの高さはどれくらいか。営農に支障はでないのか。

○事務局（小松通利君） 1.8mのフェンスを設置します。高さは、基礎の高さが明確ではありませんが、図面には517mmと記載されており、基礎部分を足しても1m以内に納まると思われます。

○10番（小堀田幸一君） 10番小堀田です。なんでこの田に太陽光を設置するのかというのと、今、荒廃農地を無くそうと言うけど、こんないい場所の農地に太陽光を作るなんて、他の条件が悪い農地は全部太陽光を作れてなるんじゃないのか。その裏側にある田の人、それなら自分も太陽光作ろうてなるんじゃないか。その農地がどうしても、水はけが悪かったりとかで田が作られんていうなら分かるけど。なんでそこに太陽光を作るのか。

○事務局（小松通利君） 申請者の選定理由は、南向きで陽当たりがよく、発電効率が良いためとされています。

○10番（小堀田幸一君） それは分かっている。農用地以外のそういういい土地なら、だれでも転用していいのってなる。農業委員の役割は農地を守ることなのに、申請したら何でも

通せてなるなら農業委員がいる意味はない。

○事務局（小松通利君） 土地は3カ所検討されていますが、どうしても他の2ヶ所の土地は譲ってもらうことが出来なかったとのこと。また、事務局としまして不許可要件に該当していないので申請を受けています。

○10番（小堀田幸一君） 事務局のそれは分かるけど、不許可要件に該当しないなら何でもかんでも通していいのっていうのがあって。そうなるなら農業委員はいらない。県に聞いてみたらどうか。

○5番（宮崎義一君） 事務局は現地を見てきていると思いますので聞きますが、この通路はなんですか。

○事務局（小松通利君） 作業道です。

○5番（宮崎義一君） もう一つ、この現地の向こう側はなんですか。

○事務局（小松通利君） 田があります。

○10番（小堀田幸一君） さっき言ったように、こっちができるんなら、うちらもってなつて農地が無くなってしまふんじゃないか。

○5番（宮崎義一君） その人たちには話しはしてありますか。

○事務局（小松通利君） 周囲の方を集めて、説明会をされており、今回の計画となっています。

○5番（宮崎義一君） 説明をする際は、そういったところまで言ってください。そうしないと分かりません。説明の仕方をもう少し分かりやすくしていただきたい。

○事務局（小松通利君） はい。検討します。

○10番（小堀田幸一君） それで、これは許可するのか。

○議長（鶴田雄士君） 他に質疑はありませんか。

○10番（小堀田幸一君） 皆さんがどう思われるかですが、条件には合っていると思うけど、さっきも言ったが、何のために農業委員がいるのってなる。高齢で跡継ぎ、借り手もないっていうのなら分かるけど。こんないい所に要件に合っているから許可するっていうのはちょっと。

○事務局（小松通利君） 年齢までは聞いていません。

○10番（小堀田幸一君） 条件のいい所を残していかと、今後は山の中とかは作られなくなっていくのに。農地は減らすな、農地パトロールはしろって言うけど、これだったらする意味がない。農業委員はいらないってなる。

○事務局（小松通利君） 今回から、地元の農業委員さんには案件の写しを送付しており、何か意見があればお話ししていただくようにしていたのですが、本件につきまして、今後

どうしたらいいでしょうか。

○10番（小堀田幸一君） 不許可要件には該当してないから通さんばって思うけど、何でもかんでも簡単に通していいのかなって思う。

○議長（鶴田雄士君） 事務局は、現地を見てきてどう思われますか。作物は稲ですか。

○事務局（小松通利君） 稲ではなかったです。雑草のようでした。

○10番（小堀田幸一君） ここが通れば、たぶん、上の農地も太陽光をされると思われる。説明会をしてるんなら、どんどん話を進めていくんじゃないか。

○事務局（山本幸伸君） 今回の申請も含めてですが、申請を受けたもの全てを許可する前提で私たちは申請を受けてはおりません。

○10番（小堀田幸一君） それは分かります。要件に合っているから申請を受けていると思う。

○事務局（山本幸伸君） なので、そこをどう判断するのかを皆さんと一緒に協議したいと思っております。

○5番（宮崎義一君） 何回か前までは、九電と契約をしているのが多かったですね。これはどうなっていますか。まだ九電と話してないのでしょうか。

○事務局（小松通利君） 九電と話してあります。いかがしましょう。保留とする場合は、保留とする理由もご検討いただきたいと思います。

○9番（本田実君） 保留の理由は、農地として利用価値が高いでいいのでは。

○10番（小堀田幸一君） 申請理由をもっとはっきり調べてくれたらいい。高齢化とか跡取りがいないとか。

○5番（宮崎義一君） 今回は、地元の委員さんが不在なので、調査をしていただくということでもいいのではないのでしょうか。

○議長（鶴田雄士君） では、保留として来月また諮りましょうか。

○事務局（小松通利君） どういったことを調査したらいいのでしょうか。

○10番（小堀田幸一君） 貸渡人の年齢や農業経営ができない理由、排水関係。

○事務局（小松通利君） では、詳細については、ご意見があった事を調査します。

○10番（小堀田幸一君） それに付け加えて、優良農地は耕作できるなら耕作してくださいって言うのが基本だから、そのあたりも貸渡人には話さないで。

○事務局（小松通利君） 分かりました。

○議長（鶴田雄士君） それでは、本件につきまして、保留ということでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は保留致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第52号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 議第52号について説明します。資料②の5ページからご説明いたします。所有権移転の計画が1件、利用権の新規設定の計画が20件、再設定の計画が11件、転賃が2件合計で34件、総面積は102,546㎡となっております。所有権移転の計画1件については、熊本市の法人が売買により取得するものです。また、転賃の2件は、農地利用集積円滑化団体、あまくさ農業協同組合における計画でございます。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料②の12ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました利用権設定48件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第6、議第53号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 議第53号について説明します。資料②の13ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数が、栢宇土町5筆、佐伊津町8筆、有明町4筆、天草町6筆、五和町16筆、面積は合計で27,755㎡となっております。現地確認を実施し、16ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。今回の農地は、(1)の農地に復元するための物理的な条件が著しく困難なもの、に該当する可能性があると思われれます。スクリーンをご覧ください。1～5番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。6～8番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。9番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。10～13番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。14～17の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。18～22の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次

が現地の写真になります。23の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。24～26の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。27～29の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。30の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。31～37の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。38～39の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。以上のとおり認定することにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので2番、3番、4番、18番、19番、23番が原野、外は山林認定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第7、報告事項について事務局より報告をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 報告事項につきましては、資料②の17ページに記載しております。農地利用・形状変更届については、天草町1件、畑を切土・盛り土し畑として利用したいというものでした。五和町2件については、田を盛り土し畑として利用したいというものでした。有明町2件については、畑を切土して畑として利用したいというものでした。第4条の許可不要転用届については、栖本町2件、耕作用通路を設置したいというものでした。第5条の許可不要転用届については、河浦町1件、無線基地局を設置したいというものでした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成28年天草市農業委員会第10回総会を閉会致します。

午後3時50分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会長

鶴田雄士

署名委員

宮崎義一

署名委員

松下二六一

